

マイナンバーカードの健康保険証利用および 医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当院はオンライン資格確認に対応し、以下の体制を整備しています。

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。
 - マイナ受付で診療情報取得に同意していただくことで、医師が診療情報（薬剤情報・特定健診情報等）を閲覧することが可能になります。
 - 診療情報を取得・活用することで、より質の高い医療の提供に努めています。
-

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」

- | | | |
|------------------|--------|----------|
| ①マイナ保険証を利用する場合 | 初診時：2点 | 再診時：加算なし |
| ②マイナ保険証を利用しない場合※ | 初診時：4点 | 再診時：加算なし |
- （※従来の保険証を利用した場合）

令和5年1月 病院長